全に受け入れ，次のように判示している。

「原子炉設置許可処分は，行政当局が，科学的・専門技術的知見を動員して許可申請に係る原子炉が安全性を有すると判断し，かつ，原子力政策を踏まえて行うものであるところ，裁判所は，もともと，科学的・専門技術的な問題そのものについての終局的な判定者たり得る立場にはなく，なお，行政の右のような責任を肩替りすべき立場にもない。これらの事情を総合して判断すれば，（周辺住民の）権利救済の必要性にかんがみ，原子炉設置の安全性を肯定する行政の判断に対し司法審査が行われるべきことは当然であるが，その審査の範囲については，いわゆる実体的判断代置方式が採られる通常の行政訴訟の場合と同様に考えることはできず，おのずから限界があるといわざるを得ない」と。

つまり，原発の安全性の判断は，他の行政処分と違って，裁判所には難解すぎるので，行政がその裁量で許可し，裁判所での審理も安全性の実体にまで踏み込んでやれないのも当然だ，と，行政に対し「白旗」をかかげているのである。

これに対して**水戸地裁判決**は，そんなことはないので，裁判所が実体的判断をやろうと思えばやれるのだが，原子炉等規制法が原発設置許可は裁量処分であるということを前提にしているから，審理の方法が制限されているだけだと，次のように判示している。

「裁判所はあらゆる科学技術上の問題について事実認定をする能力と責任を有するから，原子炉施設の安全性の問題も全面的に司法審査に服するとの見解があるのは，原告ら指摘のとおりであり，当裁判所も科学技術上の問題について裁判所は判断能力を有しないとか判断する責務を負わないとかいうものではなく，場合によっては，そのような問題についても審理，判断することが当然あり得ると考える。しかし，原子炉施設の安全性に関する判断が以上に判示したとおりの理由によって専門技術的裁量事項と認められるために，裁判所による司法審査も右規定（前出の行訴法第３０条のこと：編集部注）により制限されるにすぎないものである」と。

（以下次号に続く）

会計報告（'85,12/3～12/23）

収入	
会　費	48,000
ニュース購読料	77,450
カンパ	10,000
上告理由書売上金	48,000
計	183,450
支出	
ニュース印刷代	25,000
郵送料	9,190
振替手数料	770
弁護団会議補助	34,139
ゼロックス・リース料	14,300
計	83,399
差引	100,051
積立金合計	108,464

伊方訴訟ニュース

第149号
1986年 1月15日

連絡先：〒530 大阪市北区西天満4－9－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 ☎06－363－2112 口座 大阪 3－48780

会員・読者の皆さんに
現地からの年賀状

謹賀新年

旧年中は大変御支援有難うございました。

私達は伊方原発反対斗争以来すでに１７カ年になります。斗争の実態は益々重要な段階になっております。

１号炉取消裁判は最高裁，２号炉取消は松山地裁にて続行されています。愛媛県，伊方町，四国電力は，建設当初に於て，３号炉はやらないと安全協定で定めておきながら協定を破り，今日に於ては，３号炉についての第２次ヒヤリングも終了し，一方的に電力会社の意のままになっておるのは，正に，住民無視の自治体であります。

伊方町住民の７割以上の者が，明らかに原発反対を言っていることは，権力者も理解している。伊方町の権力者は，当初から，迷道を通っていると，私達は考えるものであります。我々反対住民は，この現実を決して許してはならない。

目的完遂半ばにして他界された大先輩，そして今日，私達を支援して頂いている先生方，一般の皆様のためにも，断固反対運動を強化し頑張っていくことを誓い，年頭の御挨拶と致します。

（広野房一，伊方町）

明けましてお目出とうございます。

旧年中は種々お世話になりました。

今年も元気で頑張ります。

よろしくお願い致します。

（井上常久，伊方町）

昭和６１年の新春に当り，一言の御挨拶を申し上げます。

原発反対斗争の第一声を，正月二日，伊方町全域にわたって放送したのは，昭和４４年のことであった。民主政治の破壊者を，町政の場に置くなと強く叫んだ。

今もその斗志は強烈で，少しも衰えてはいないが，車が無いだけの事。我々の主義主張は実証され，朝日新聞は，ツルガ発電所労働者の，ガン・白血病患者の続出を報道して居る。我が古郷伊方町が，福井原発の二の舞をやる事は明らかで有る。

原発の推進は，危険を知らぬ愚民等の愚行なので有る。この問題に対する知識と判断力を持っている共斗委員会報道部は，最後の勝利を勝ち取るまで斗い抜く決意である。

国家権力を相手の斗いだ。長期にわたる事は水俣病の公害斗争の実例を見れば明らかで有る。最後の勝利は我々の手に有り，ガンと白血病発生の実例がこれを実証している。各

種団体の支援が最後の勝利となる事は，水俣裁判の勝利が実証している。

支援団の皆様，年の始めに当り，苦難をのり切り最後の勝利を勝ちとりましよう。今後とも宜しく御願い申し上げます。

（松田恒敏，伊方町）

謹賀新年

今年もよろしく御支援御願い致します。

思い出深いなつかしい平バエ（原発建設地点，編集注）の自然を忘れられない。山や谷，里道をつたい，手をつなぎ語り合いつつ，平バエの端の磯に行く幼ななじみの二人が，さざえ，あわび等を取り，喜び合った思い出が。今は原発が，放射能をばらまき，私達の来るのをにらんでいる。昔の自然は二度と帰らぬと思うと，絶対，原発を許すことは出来ないのである。

原発の死の灰から，秋深き故郷の山野をかざる紅葉の自然，子供や孫が喜び合えるわが郷こそ，最も大切な宝として，永久に守ることこそ私達の使命である。

一層，未来に向って頑張ることを誓います。

（浪下繁春，伊方町）

明けまして　おめでとうございます。

昨年はヒヤリング，又，裁判と，色々お世話になりました。

今年もどうかよろしくお願い致します。

私も，ふる里を守り，子孫を守るの一念に変りありません。

これからも命のあるかぎり，皆さんと共に頑張ります。

（堀内キヨ子，伊方町）

謹賀新年

昨年中は大変御世話になりました。

環境破壊の原発は，絶対容認することは出来ません。一層，反原発運動に邁進，目的完遂の日まで団結して，勝利宣言到来まで頑張ります。

本年も何卒よろしく御指導の程御願い致します。

三崎町民会議　代表　桝本吉太郎
ほか　会員一同

３０億円を越す財政赤字に落ち入り，原発作業員や職員を流入させても，なお，人口流出がとまらなく，町内の主産業である農漁業が衰退して，やせ細っていく一方の町が，伊方町です。

原発交付金や原発補償金という覚せい剤を打った結果が，この状態です。

覚せい剤に犯された町は，ヤクが切れるとまた「ヤク（原発３号炉），ヤク，ヤクが欲しい」と叫んでいます。

患者は，このままでは麻薬に犯され死にいたるでしょう――などと，客観的にはながめておれません。患者の細胞の一つである我々伊方原発周辺住民にとっては，ヤク（原発）を完全撤去させるかどうかは，死活問題です。

子供と郷土の明るい未来が開けるまでは，闘いはやめられない。

（斉間　満，八幡浜市）

明けまして，おめでとうございます。

１号炉は，最高裁段階での審理へと移り，２号炉は，住民自から知恵と力で裁判をやりきり，３号炉は，機動隊に守られながら，まやかし「公開ヒアリング」の開催。そして，

それに抗して「ヒアリング」反対の斗いを，全国の仲間と共に斗ってきました。

私たちの反対運動は，伊方町全体の７５％の，３号炉はいらないと言う答に応えた運動であります。また，多くの仲間たちに支えられ，「原発容認」を方針化しようとしている部分との訣別(?)を覚悟しながら，伊方原発完全撤去の斗いを全力で行ってきました。

今年は，３号炉増設に関する最終的な手続きが行われる予定ですので，対抗手段をきちっとし，原発推進の，のどぼとけを，トラ年のトラと共に，食いちぎる覚悟であります。

全国の仲間のみなさん！昨年同様，今年もぜひ，御支援のほどをよろしくお願いいたします。

（平井盛重，伊方原発反対八幡浜市民の会）

全国の原発反対の同志の皆さん，支援者の皆さん，おめでとうございます（本当は，何がおめでたいのかわかりませんが）。

今年も，各地における原発反対の斗いが，一層前進することを強く願っているところです。

ところで，私達の伊方原発に対する斗いも早や，１７年目を迎えましたが，昨年もまた近年にない大きな事故，闘いがありました。

第一には，原発周辺の伊予灘海域で，三度目の魚の大量死が起ったこと，そして，９月に３号炉増設の第２次ヒアリングがありました。これらの問題については，すでに，訴訟ニュース，反原発新聞などで報告しておりますので省きますが，とにかく我々としては，できる限りの取り組みを行ったつもりです。

さて，今年は，いよいよ３号炉の増設許可が近くにも予想され（このニュース発行時に出ているかもしれませんが），これに対してどう取り組み斗っていくかが，今後の大きな斗いとして迫っております。しかし，どのような事態になろうとも，原発を一つ残らず，この地より叩き出すまで斗い抜く覚悟です。

どうか，全国の皆様の御支援，ご協力を，心より御願いする次第です。

（近藤　誠，２号炉原告，八幡浜市）

原発がやって来ても過疎は解消しなかった

さる１１月２１日付の「南海日日新聞」は今回の国勢調査の結果，伊方町で，相変らず人口流出が続いている事実が明らかになったと，次のように伝えている。

今年１０月１日現在の伊方町の人口は，８１６３人，世帯数は２６４２戸という調査結果が出たが，これは，５年前の前回の調査に比べ，人口で３３９人，世帯数で８６戸が減少したことを示している。

さらに，伊方原発１号炉が運転される２年前の１９７５年に行われた前々回の国勢調査では，人口は８９６５人だったから，この間の１０年間に，人口は８０２人，約１０％も減少したことになる。

この１０年間に，原発が２基建設され，原発関係者の転入もあったことを考えると，伊方町の過疎化が相変らず進行していることは明らかである。

原発をもたない隣接の保内町が，年々人口が増加しているだけに，図らずも，国勢調査の結果は，「原発は過疎化の歯止めになる」と町民を説得してきた伊方町の原発推進行政のウソをバクロしたかたちとなった。

最高裁審理に備えて

原発訴訟４判決に現われた推進側の矛盾（その２）

２　司法審査のあり方

前号の「１　原告適格」の項でのべたように，４判決とも，行政事件訴訟法（以下では行訴法と略）の第９条にある「原告適格」についての次の規定が，原告ら原発周辺住民に適用できることを認めた。

「処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴えは，当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り，提起することができる。」

被告国側は，松山地裁での伊方原発訴訟の中途から，形勢不利と見て，突如，「原告適格」に関する主張を持ち出した。そして同時に，もしそれが退けられた時のために，行政に有利なワクを裁判所にはめようとして，原発の設置許可処分は行政庁の裁量処分であるという主張も持ち出してきた。それは，もし裁量処分だとすると，裁判所の審理のあり方を，行訴法第３０条の次の規定によって，限定できるからである。

「行政庁の裁量処分については，裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り，裁判所は，その処分を取り消すことができる」と。

したがって，松山地裁判決をはじめ他の３判決も，原発設置許可処分が裁量処分であるや否やの判断を，原告適格の判断に続いて，示している。そしてそれらの結論は，いずれも，国側の主張に屈服して，裁量処分であると判示し，非力な原告住民側に対して，万里の長城ともいえる障壁を築いたのである。

しかし，それぞれの判決における理由づけには，かなりの差異と不調和が見うけられる。以下には，４判決が，裁判所の審理のあり方について，どのように行政に屈服していったかを，いくつかの項目ごとに検討しよう。

裁量処分であることの由来

どの原発訴訟でも，原告住民側は次のように主張してきた。すなわち，周辺住民の生命，健康，財産に重大な損害を与えかねない危険な原発について，その安全性を判断する際に行政庁の裁量が入る余地は全くなく，従って，原発の許可処分が行政の裁量処分であるというようなことはあり得ない，と。

これに対して**松山地裁判決**は，次のように原告住民側の主張の正しさを認めざるを得なかった。

「原子炉の事故等から周辺住民の安全を確保するために，その安全保護施設のすべてについて，完全ともいうべき実験，実証を経たうえ，危険が全く存在しないとみられるに至った段階で，はじめて原子炉の建設を認めるべきだとする見解は，後記原子炉の最悪の事故発生の際における被害の甚大性に鑑み，望ましい方法ではある」と。

しかし，そうした裁判官の心証も，原発建設を至上命令とする国の政策の圧力に抗し切れずに，最終判断とはならなかった。すなわち同判決は，上述の認定を「しかし」という言葉で受け，次のように判示した。

「原子炉の安全保護施設の効力について，現在の科学的見地から相当と認められる程度の実験，実証を経て，周辺住民等に被害を及ぼすことはないとの結論を経た段階で，原子炉の設置を許し，ただ，その建設，運転について厳重な規制を加え，異常な状態が発見された場合には，直ちにその運転停止等所要の措置を講ずるという方法が許されているものと解される」と。

つまり，原子炉等規制法で規定されている原発設置許可は，その原発を万人が安全だと認めなくとも許可できる，という立法の趣旨に基いており，そのことが必然的に，設置許可者である行政に，どの程度の安全確保対策が，「相当である」かを判断する裁量権を認めている，と認定したのである。

そして，そういう「見切り発車」的な設置許可を是認した根拠（言い訳？）として，原告住民側の主張を支持する専門学者もいるが，

「現在の原子炉はその安全性が十分確保されているとする専門学者，技術者も多数存在すること」

をあげ，原告住民側の主張を退けたのである。

高松高裁判決も**松山地裁判決**と同様の見解を示し，「現段階において原子炉を設置することは，右の災害が生ずる蓋然性が極めて高いから許されるべきではない」との控訴人（原告）らの主張は，「立法自体を否定するに等しい」ときめつけている。

他方，**福島地裁判決**と**水戸地裁判決**とは，原子炉等規制法の立法趣旨の解決にまで立入ることはせず，後述のように，法律の条文の解釈から出発するという方法をとっている。

裁判所の判断能力

被告国側は，伊方訴訟の法廷でも，原発設置許可は行政の裁量処分であり，裁判所が，原発の安全性に関する専門技術的事項についての判断の内容にまで立入って審理することは不当である，と主張した。そしてその根拠として，裁判所には，そうした判断をする能力はないと，次のように主張してきた。

「裁判所の本来的な機能から冷静に考えてみるとき，右の（ＥＣＣＳが解析どおり機能するかどうかということの：編集　注）問題について，通常の民事訴訟で貸金の有無あるいは交通事故の態様を決定するのと同じように，自らの心証に基いて判断し結論を示すことを裁判所に求めることが果たして当を得たことであるかどうか」と。

そして，控訴審では，次のようにきめつけさえした。

「原子炉の安全性の問題は，高度の専門的・科学的知見によらなければ判断のできない事項であるが，このような問題について，全くの非専門家である裁判官が独自の立場においてその安全性について実体的に判断するというようなことが，行政処分の適否についての司法審査の在り方としては適切ではないことは明らかである」と。

行政の優位を誇示したこのような主張に対して，**松山地裁判決**は，何の判断も示さなかった。恐らく，松山地裁は国側の主張に同調せず，裁判所の判断能力云々とは関わりなく，原発設置許可処分が裁量処分であるということを認定できる，と考えていたのであろう。

福島地裁判決も，裁判所の判断能力については，一言もふれていない。しかし，**高松高裁判決**と**水戸地裁判決**とは，この点について以下のように，際立って異なった判示を下している。

高松高裁判決は，被告国側の主張をほぼ完